

草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競技に取り組む意欲の向上を図るために、スポーツ競技の国際大会、全国大会（以下「各種大会」と総称する。）に出場する個人または団体に対し、予算の範囲内において、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる各種大会は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、主に親善、交歓等を目的に開催される大会、単一職域等の団体が開催する各種大会は除くものとする。

- (1) オリンピック大会 国際オリンピック委員会が開催するオリンピック
- (2) 国際大会 国内の選考会または予選会を経て日本の代表またはこれと同等以上の者（主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場する国際大会
- (3) 全国大会 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人滋賀県スポーツ協会、これらの協会に加盟する競技団体が主催する全国大会
- (4) 中体連または高体連等の全国大会 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下「中体連」という。）、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）または公益財団法人日本高等学校野球連盟（以下「高野連」という。）が主催する全国大会
- (5) 国民スポーツ大会 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民スポーツ大会
- (6) その他教育長が必要と認める各種大会 前5号に掲げる各種大会以外で教育長が特に認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、日本、滋賀県または草津市の代表として出場登録する選手で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市の他の激励金等の対象となる場合は、交付対象者としなない。

- (1) 草津市内に住所を有する個人
- (2) 公益社団法人草津市スポーツ協会に加盟する競技団体に登録しているチーム
- (3) 市内設置の高等学校に在籍する生徒（高体連または高野連が主催する全国大会に出場する場合に限る。）
- (4) 市内設置の中学校に在籍する生徒（中体連が主催する全国大会に出場する場合に限る。）
- (5) その他教育長が特に必要と認める者

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けようとする大会の10日前までに、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、予選と大会が10日以内の場合は大会の前日までとする。

- (1) 大会実施要項
- (2) 予選成績表
- (3) 選手名簿
- (4) その他市長が必要と認めたもの
(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する激励金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、速やかに激励金の交付の決定をするものとし、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、激励金を交付しないものと決定したときは、草津市スポーツ選手各種大会出場激励金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該交付申請を行った者に通知するものとする。

(交付の方法)

第7条 前条の規定に基づき、交付決定を受けた者に対する激励金は、現金で支払うものとする。ただし、交付決定を受けた者が交付申請時に振り込みを希望した場合は、交付決定を受けた者が指定した口座への振り込みに代えることができる。

(結果報告)

第8条 激励金の交付を受けた者は、各種大会参加後14日以内に草津市スポーツ選手各種大会出場結果報告書（別記様式第4号）を市長へ提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

激励金の額

各 種 大 会 大 会 区 分	個 人	団 体		
オリンピック大会	100,000円			
国際大会	20,000円			
全 国 大 会	5,000円	3名以下	1人につき	5,000円
		4～9名	1団体につき	20,000円
		10名以上	1団体につき	30,000円

中体連または高体連等の全国大会	3,000円	1人につき 3,000円 ただし、中学校、高等学校等からの出場の場合で、各種目の合計が5万円を超える場合は5万円を限度とする。
国民スポーツ大会	5,000円	1人につき 5,000円 ただし、高等学校からの出場の場合で、各種目の合計が5万円を超える場合は5万円を限度とする。
その他教育長が必要と認める各種大会	市長が定める額	市長が定める額

備考

- 1 激励金の交付回数は、大会区分ごとに個人または団体に対し、1年度につき1回に限るものとする。